

令和4年9月2日

治山林道課長

建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）に係る運用マニュアル（案）の改定について（通知）

このことについて、令和4年8月19日付け4高技管第221号で土木政策課長、技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部発注の森林土木工事においても、準用することとします。

なお、本通知に伴い、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）に係る運用マニュアル（暫定版）について（通知）」（平成20年8月11日付け20高治林第433号）、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」（平成20年10月1日付け20高治林第540号）、「単品スライド条項の運用の拡充に伴う対応について（通知）」（平成20年12月18日付け20高治林第792号）及び「生コンクリートの価格変動に伴う建設工事請負契約書第25条第5項の適用について」（平成23年10月20日付け23高治林第951号）は、廃止します。

記

1 土木政策課長、技術管理課長通知の適用に当たっては、「土木政策課」は「治山林道課」に読み替える。

2 適用

令和4年7月27日以降に請求が行われたもの。